

アスベスト除去等工事における安全対策チェックシステムの運用

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

新潟県県民生活・環境部環境対策課

【総論】

Q 1 安全対策チェックシステム策定の目的は何か。

A 1 平成18年度に発生した佐渡市立両津小学校のアスベスト事故では、関係者全員によるアスベストの危険性や工事内容、安全対策等に関する認識の共有が充分でなかったことが指摘されています。このことから両津小学校の事故やその後の県内における不適正な事案発生の教訓を踏まえ、アスベスト事故の再発防止を図るため、施設管理者、工事発注者、元請業者などの工事関係者がアスベストの危険性を充分認識し、工事の内容・安全対策等について相互に情報を共有し確認するためのマニュアルとして作成したものです。

Q 2 具体的に何を行えばよいのか。

A 2 チェックリストに基づき、「計画時」から「工事終了時」の各段階において元請業者などの施工業者のみならず、施設管理者、工事発注者もそれぞれの立場から工事の内容や安全対策等を確認し、実施状況について現地で説明を受けるなど、チェックリストとして記録を残すものです。

Q 3 チェックリストは法や条例で義務づけられたものなのか、発注者等が自主的に使用するものなのか。

A 3 アスベスト除去等工事における事故防止を徹底するためのマニュアルであり、発注者を含めた工事関係者が自主的に使用することを前提としています。

Q 4 施設によっては、施設管理者に技術者がいないところもあり、チェックがどこまで機能するか不明な点がある。

A 4 発注者（営繕担当等）との合同チェックを実施することも有効であると考えられます。

Q 5 本システムの対象とする工事は何か。

A 5 大気汚染防止法第18条の15に規定する「特定粉じん排出等作業の実施の届出」を行う必要のある特定工事を対象とします。

Q 6 新潟市内のアスベスト除去等工事にも本システムを適用するのか。

A 6 新潟市内のアスベスト除去等工事でも積極的に使用してください。

Q 7 「計画時」から「工事終了時」の各段階で県環境センターが確認することとなっているが、どのようにして県環境センターに提示すればよいのか。

A 7 県環境センターへの届出の必要はありませんが、県環境センターへは以下の機会に提示等をお願いします。なお、このシステムは工事関係者自らが安全・安心な工事を実施するためにチェックするためのものです。従って、県環境センターの立入の有無にかかわらず、積極的に使用してください。

計 画 時：大気汚染防止法の届出時に持参

前 処 理 時：県環境センターの立入時に提示

除去等作業時：県環境センターの立入時に提示

工 事 終 了 時：周辺住民等関係者への報告後に写しを郵送又はファクシミリで送付

又は県アスベスト条例に基づく特定アスベスト廃棄物処理完了届出時（速やかに処分が終了した場合）に持参

Q 8 施設管理者と工事発注者の違いがわかりにくい。指定管理者の場合はどうか。

A 8 施設管理者と発注者が同一となる場合もありますが、学校では、施設管理者は学校、発注者は教育委員会という例や、営繕（建設）部局で発注を行う場合もありますので、チェックリストでは区別しています。なお、指定管理者の場合は、工事に関する責任の所在がどこかを確認してください。

Q 9 工事管理の所管が工事発注者とは同一でないこともあるため、チェック欄を必要により変更してもよいか。

A 9 本システムの主旨を踏まえ、必要によりチェック欄を修正し利用してください。

Q10 このチェックリスト自体はどこに備え付けておくのか。県環境センターがその都度確認するには現場（施設管理者）で管理しておくべきか。

A10 施設管理者、工事発注者が主として工事現場で元請業者から説明を聞きチェックするものです。県環境センターは前処理時及び除去等作業時に立入検査を行った際に見せてもらうので、現場での管理が望ましいと考えています。

Q11 施設管理者、工事発注者、元請業者が一枚の用紙でチェックするようになっているが、各々の立場によりチェック回数は異なるのではないか。従ってチェック用紙は関係者ごとの用紙で作成したほうがよいのではないか。

A11 工事関係者が相互に工事の内容・安全対策等の情報を共有することが目的であるため、1枚にチェックすることとしています。なお、その他、各々の立場で追加でチェック回数を増し、これとは別に記録を行うことは望ましいことと考えています。

Q12 チェックリストは基本的に現地で、三者（施設管理者、工事発注者、元請業者）立会のもと確認するような内容になっている。しかし工期が短い場合は、最低3回（工事前、前処理時、除去作業中）の立会が都合が付かないなどの理由で、三者の立会が困難な場合もある。その場合、施設管理者と元請業者のみでのチェックでもよいか。

A12 少なくとも、元請業者と施設管理者あるいは元請業者と発注者でチェックすることが望ましいと考えます。その際、あらためて立ち会ってチェックを行うなど、別途施設管理者と発注者との情報共有を行うことが望ましいと考えています。

Q13 チェックリストの保存年限は何年か。

A13 保存年限は工事関係者の判断によります。なお、石綿障害予防規則には、「作業の記録」、「健康診断の結果の記録」、「作業環境測定の結果」を40年間保存することが規定されているので参考にしてください。

Q14 大気汚染防止法に基づく届出書提出の際に、工事発注者も同行したほうがよいのか。

A14 法律上の規定はありません。届出者の判断ですが、その後の養生検査等での手戻りを防ぐことを勘案すると、同行することも有効と考えます。

Q15 アスベスト含有建材が製造されていた時期や建築物での使用部位などの基本事項を知りたい。

A15 「目で見えるアスベスト建材（H18.10 国土交通省）」などを参考にしてください。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/20061001medemi ruasbest.pdf>

Q16 今後、民間施設への普及・拡大が必要ではないか。

A16 公共施設への運用により、民間施設への運用の問題点を整理したいと考えていますが、当面、民間施設のなかでも本システムをそのまま使用できると考えられる工場・事業場等への活用を促しながら、その他の民間施設へ普及・拡大を図っていきたいと考えています。

【工事前の措置】

Q17 環境センターとの事前のやり取りは誰がどのようにして行うのか。

A17 年度末に県環境対策課から県関係部局・市町村に対し、次年度のアスベスト除去等工事計画（併せてその他大規模改修工事計画も）を照会し、県環境センター及び新潟市に情報提供します。工事発注者あるいは施設管理者は必要により県環境センターあるいは新潟市に事前相談を行ってください。

Q18 24時間365日稼働している施設もある。施設の閉鎖ができない場合はどのように対応すればよいか。

A18 施設の閉鎖ができない場合は、事故が発生した場合でもアスベストのばく露が起きないための二重・三重の措置（工事現場の二重隔離、立入禁止区域に人が立ち入らないための監視員配置、立入禁止区域近辺に近寄らなければならない場合のマスク着用など）を執ったうえで工事を行うなど対応が必要と考えられます。

Q19 立入禁止区域について、どのくらいの範囲を設定するのか、予測がつかない。

A19 設定範囲はその目的により自ずと異なります。まず、最小限の範囲として、石綿予防規則第15条に規定する立入禁止区域がありますが、これは、作業関係者以外の者が作業場内に進入することを防ぐものです。このシステムでは、事故発生時でもアスベストにばく露しないことが必要であるとの考えにたって、二重・三重の安全確保のため、隣接する廊下等も含め、上記立入禁止区域と一定程度の間隔を保った立入禁止区域を別に設定することが必要と考えています。従って、可能な限り敷地内への立入禁止とすることが原則と考えます。

Q20 「想定リスクを洗い出し」とあるが、どのようなことが想定されるのか。

A20 例えば次の例が考えられます。

機材との接触により養生シートが破損、養生シートのつなぎ目の剥離によりアスベストが漏れる

壁を貫通している配管等との隙間からアスベストが漏れる

一般住民が作業場に近づいた など

なお、「想定リスクの洗い出し」においては、工事関係者が互いに協議・確認する場を持つことが必要です。

Q21 「緊急時の措置内容」とはどのようなことを想定しているか。

A21 例えば次の例が考えられます。

工事関係者及びアスベスト工事を所管する機関への連絡

飛散の程度・被災者の有無の把握

周辺住民等関係者への周知・連絡等

Q22 「・・・工事関係者の中で役割分担を定め・・・」とは具体的にどのような役割分担を定めることを想定しているのか。

A22 工事期間や安全対策等について誰が誰に周知するのかの役割を決めることを想定しています。

Q23 「・・・決められた役割を履行し、記録を残していますか。」とは、工事日誌などに記録すればよいか。

A23 本チェックリストに記録することを示しています。

【前処理時の確認】

Q24 「工事中の留意事項に関する確認方法」とは具体的にどのようなことを指しているのか。

A24 例として、「人が出入りできない措置」としては、監視員の配置等

「作業場を負圧に保つ」としては、負圧メータを 分ごとに 以下であることを確認等があげられます。

【除去等作業中の留意事項】

Q25 作業場の内部については、作業場内に入らない限り作業状況の確認ができない。施設管理者や工事発注者は説明を受けることが前提でよいのか。作業場の外から見える範囲の確認でよいのか。

A25 指摘のとおりです。作業場内部については、写真や図面等により説明を受ける方法も考えられます。

Q26 工期により除去作業中のチェックを複数回行うようになっているが、どの程度を想定しているか。

A26 土日に作業を休止し、週明けから作業を開始するケースが考えられるため、少なくとも1週間ごとを想定しています。通常の工事における現場確認より多くすることが望ましいと考えられます。

【除去等作業終了時の確認】

Q27 本システムにおいて、廃棄物処理に関する工事終了時を「廃棄物の適正搬出」としているが、最終処分としないのはなぜか。

A27 本システムにおける作業終了時とは、全ての廃棄物を作業現場から搬出した段階としています。これは、アスベストの除去等の工事中が最も事故発生リスクが高いと考えられるためです。なお、元請業者は別途、県アスベスト条例に基づき、特定アスベスト廃棄物の最終処分が終了した日から14日以内に県環境センターに届け出ることとなっています（新潟市内の工事については、新潟市アスベスト条例に基づき届出）。

Q28 工事終了時の作業室内の環境測定の基準値はどの様に考えるのか。

A28 基準値の設定はありません。隔離シート撤去前のアスベスト粉じん濃度が作業室外と同程度である事を確認した上で、隔離シート等の撤去を行う必要があると考えられます。